

「中小企業の会計に関する検討会」の運営について

平成23年2月15日

- 座長が議長として会議を主宰し、議事の進行・取りまとめを行うものとする。また、座長不在時の対応や座長の補佐等を目的として座長代理を設置することとする。
- 事務局は中小企業庁財務課及び金融庁企業開示課が共同で行うものとする。事務局は、会議の招集、庶務を行うとともに、検討資料の作成・作成依頼、運営の企画・事務等を行い、運営全般をサポートする。
- 会議は非公開とする。
- 検討会の議事要旨は固有名詞が特定されない形で事務局にて作成し、委員の了解のもと、中小企業庁及び金融庁のホームページで公表するものとする。
- 事務局作成の配付資料は原則として公開する。委員作成の資料については、各委員の了解を得た場合に限り、公開する。
- 検討会での議論を下支えするものとして、実務者レベルによるワーキンググループを設置し、検討会から与えられた課題に関する具体的な検討および論点整理、分析結果等をまとめた提言を検討会に対して行うこととする。
- 検討会では、必要に応じ、ワーキンググループに対して、検討内容の報告を求めることができる。
- 議事手続きその他検討会の運営に必要な事項は、座長がその都度定めることとする。

以 上